

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 5月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系サージタンク(B)補給水フィルタ差圧計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	G III
2	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置の原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)電解鉄イオン注入流量指示計出口弁及び流量指示計出口逆止弁において、弁シート部に漏えい(非放射性的の海水が少量)が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III
3	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置の廃棄物処理補機冷却系熱交換器(B)電解鉄イオン注入流量指示計出口弁、流量指示計出口逆止弁及び電解鉄イオン入口弁において、弁シート部に漏えい(非放射性的の海水が少量)が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III
4	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループの原子炉建屋低電導度廃液系サンプ冷却器(B)出口弁において、弁から異音(カタカタ音)の発生が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III
5	3号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備内燃機関のシリンダーNo.6 弁No.12排気弁棒において、点線状の傷が認められたため、当該弁棒を交換。	G III
6	4号機	原子炉建屋付属棟1階、非常用ガス処理系室入口上部の壁において、配管(原子炉補機冷却系第2中間ループ-252)貫通部のモルタルが剥がれていることが認められたため、当該箇所を点検・修理。	G III